

令和 8 ・ 9 年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【定時受付】

徳島市が発注する用地取得事務に関する業務（以下「用地業務」という。）に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、この要領は徳島県内に本社、又は本店を有する者が対象です。

（県外の業者は、別に要領を定めています。）

1 用地業務の登録業種

登 録 業 種 名	登 録 要 件
権利登記業務	司法書士法（昭和 2 5 年法律第 1 9 7 号）第 8 条による登録を受けている者
	※ 登録できるのは、司法書士（個人）、司法書士法人又は公共嘱託登記司法書士協会のみです。
表示登記業務	土地家屋調査士法（昭和 2 5 年法律第 2 2 8 号）第 8 条による登録を受けている者
	※ 登録できるのは、土地家屋調査士（個人）、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会のみです。
鑑定業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 5 2 号）第 2 2 条による登録を受けている者

※ 法人として登録する場合は、個人としては登録できません。

※ 「補償コンサルタント業務」に係る入札参加資格審査申請について、『用地業務』及び『建設コンサルタント業務』のそれぞれで入札参加資格審査申請を受け付けていましたが、令和 8 ・ 9 年度定時受付から『建設コンサルタント業務』の競争入札参加資格審査申請に統合されました。

「用地業務」に係る「補償コンサルタント業務」での入札参加を希望する場合は、徳島県で実施されている『建設工事に関する調査、測量及び設計業務等』の共同受付にて共通審査書類を提出してください。

2 申請書受付期間及び資格有効期間

申 請 書 受 付 期 間	令和 7 年 12 月 22 日 ～ 令和 8 年 1 月 27 日
資 格 有 効 期 間	令和 8 年 6 月 1 日 ～ 令和 10 年 5 月 31 日 【2 年間】

3 提出先

徳島市総務部契約監理課（工事契約担当）

【住所】〒 7 7 0 - 8 5 7 1 徳島市幸町 2 丁目 5 番地（徳島市役所 6 階）

【電話】0 8 8 - 6 2 1 - 5 3 2 6 ・ 5 3 2 7

4 提出方法

原則郵送（ただし、書類不備の場合は受理しません。）

※郵送の場合は、令和8年1月27日（火）までの消印有効となります。

※ 持参による場合は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間は除きます。）の受付となります。

5 提出書類

(1) 提出書類一覧

No.	提出書類名
①	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 【徳島市指定様式】
②	登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（写し可）
③	納税証明書（国・県・市町村）（写し可）
④	業務に関する登録証明書等（写し可）
⑤	実績調書（直前2年間分）【徳島市指定様式第3号】
⑥	財務諸表類（直前1年度分）
⑦	技術職員数調【徳島市指定様式第2号】
⑧	暴力団排除に関する誓約書【徳島市指定様式第11-3号】
⑨	業者カード【徳島市指定様式第5号】

(2) 提出書類の作成にあたって

- 提出書類の様式は所定の様式を使用してください。
- 各証明書類は申請書提出時の直前3カ月以内に発行されているものとします。
- 「業者カード」以外の書類を上記の順番どおりホッチキスで綴じて、1部提出してください。（ファイルは不要です。）
「業者カード」は他の綴じた提出書類にクリップ等で留めて、1部提出してください。
- 提出書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

(3) 提出書類様式のダウンロード先

徳島市ホームページの「入札・契約情報」→「入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等）」→「競争入札参加資格審査申請（工事等）」→「競争入札参加資格審査申請手続きのお知らせ（用地業務）」のページに掲載しています。

（アドレス）

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/s_hinsei_youti.html

(4) 申請書の受付受理書

会社の控えとして受付印が必要な場合は、各自で受理書や申請書の写し等を準備の上、上記の提出書類と一緒に提出してください。

6 提出書類の作成要領

各提出書類については、次の要領により作成してください。なお、申請書等の記入にあたっては、別に定めるものを除くほか、申請日をもって記入してください。

(1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 【徳島市指定様式】

(2) 登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）

法人の場合は法務局発行の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を、個人の場合は住所地市町村発行の身分証明書（それぞれ写し可）を提出してください。

(3) 納税証明書

申請日直前1年の各事業年度における次に該当するもの（写し可）を提出してください。なお、課税が無い場合もその旨の証明書が必要です。

- ① 所轄税務署発行の「法人税」（法人の場合）又は「所得税」（個人の場合）及び「消費税及び地方消費税」について、未納額の無いことを証する書面（様式その1、その3、その3の2、その3の3のいずれか）
- ② 徳島県発行の「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」（法人の場合）又は「個人事業税」（個人の場合）について、未納額の無いことを証する書面
- ③ 市町村発行の「法人市町村民税」（法人の場合）又は「市町村民・県民税」（個人の場合）及び「固定資産税」について、未納額の無いことを証する書面

(4) 業務に関する登録証明書等

司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定業等の登録を受けている事業については、それぞれ登録を受けていることを証する書類（写し可）を提出してください。

(5) 実績調書 【徳島市指定様式第3号】

- 登録を受けている業種又は入札参加希望業種別に作成してください。
- 申請日の直前2年間の主な完成業務及び未完成業務について記入してください。（各業種の全実績高の7割程度は記入してください。）

(6) 財務諸表類

- 申請日直前1年度分の決算に係る次の書類を提出してください。
 - ・ 法人の場合：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
 - ・ 個人の場合：貸借対照表、損益計算書
- 事業に関する登録機関に決算期が終了した場合に提出することになっている現況報告書で定められた様式がある場合は、それを使用して作成してください。
様式が定められていない場合は、税務申告で使用した様式を流用して作成、又は建設業法施行規則に定める財務諸表様式を使用して作成してください。
- 受付期間中に申請日直前1年の事業年度の財務諸表の作成が完了していない場合は、その前年度の財務諸表を提出してください。

(7) 技術職員数調 【徳島市指定様式第2号】

- 申請日の前日における常勤の職員（代表者を含む。）のうち、技術職員について記入してくだ

さい。

(8) 暴力団排除に関する誓約書 【徳島市指定様式第 11－3 号】

「年月日」の欄に(1)の審査申請書の提出日と同じ日付を記入し、記名のうえ提出してください。

(9) 業者カード 【徳島市指定様式第 5 号】

- 「2 年平均業務高」は、直前 2 年の各営業年度の決算に基づく契約金額欄の前々年度分と前年度分の合計額を 2 で除した金額を記入してください。
- 「希望業務内容」の欄は、指名を希望する業務内容に○印を付けてください。ただし、登録要件を満たす業務内容以外は希望できません。
- 「有資格者数」の欄は、(7)の技術職員数調に記入した有資格者の人数を記入してください。
なお、1 人で 2 種類以上の資格を有する場合は重複して計上してください。ただし、1・2 級、士・士補等の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。
- その他、記入にあたっては、記入例を参考にしてください。
- 業者カードは、他の綴じた提出書類にクリップ等で留めて提出してください。

7 資格の認定及び競争入札有資格者名簿への登載について

資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、競争入札参加資格有資格者名簿に登載します。

なお、令和 7 年度受付から競争入札参加資格有資格者名簿への登載について、資格認定通知書の送付は廃止されました。競争入札参加資格有資格者名簿については、徳島市ホームページ及び公共工事入札情報サービスにて公開を行っていますので、インターネット上での資格確認をお願いいたします。

8 変更届の提出について

競争入札参加資格審査申請書提出後、代表者や住所の変更等又は合併等があった場合は、必要書類を添付のうえ、すみやかに変更届を提出してください。

◆ 変更届のダウンロード先

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/henkou.html

【問い合わせ先】

徳島市総務部契約監理課

(住所) 〒770－8571 徳島市幸町 2 丁目 5 番地 (徳島市役所 6 階)

(電話) 088－621－5326・5327